

## 『行政書士法コンメンタール』（新11版）お詫びと訂正

本書62頁の第2条2の欠格事由にミスがございました。

それに伴い、63頁・64頁（3）までに修正を加える必要が出ております。

謹んでお詫び申し上げますとともに、次頁以下のように修正致します。

**(欠格事由)**

**第2条の2** 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しないもの
- 四 公務員（行政執行法人又は特定地方独立法人の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 五 第6条の5第1項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しない者

登録できる「行政書士となる資格を有する」（6条1項、6条の2第1項）とは、前条の資格要件を充たし、かつ本条の「欠格事由」（欠格者）に当たらない者でなければならない。このことは、2003（平成15）年改正で本条（旧第5条）が前条に引きつづく形になったので読みとりやすくなっている。なお、外国人であっても欠格事由に当たらない以上、有資格である（6条2項のコメント参照）。

## 行為能力が制限されている者

### (1) 未成年者

2022（令和4）年度から満18歳未満となる未成年者は、民法で一般的に行為能力を制限されている（4・5・6条）以上、行政書士の業務能力を欠くとされてもやむをえないであろう。のちに見るとおり行政書士試験は未成年者でも受験し合格できるのであるが、行政書士の資格を得て登録するのは成年になるのを待たなくてはならない。

### (2) 成年被後見人・被保佐人の欠格は廃止

1) かつて「禁治産者又は準禁治産者」が欠格者と規定されていたが、1999（平成11）年の民法改正で（そのご2004年口頭化改正民法でも）代って定められた「成年後見・保佐・補助」という新たな「成年後見制度」という法定代理制度のうち、前二者への該当が欠格事由と規定されていた（1999年12月の本条改正）。この欠格事由に該当する人が行政書士になろうとする例は少なかったろうが、登録行政書士がその欠格事由を生じたという場合には、日本行政書士会連合会（日行連）の資格審査会の議決に基づいて登録抹消の措置を受けることになる（7条1項一号・3項）。日行連が当然には知りえない欠格事由該当は、行政書士の近親・同居者から届け出ることになっている（本法施行規則12条一号）。

a) 「成年被後見人」とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として、配偶者・四親等内親族などや市区町村長からの請求による家庭裁判所の審判で、「成年後見人」とともに定められ、法律行為は原則として後見人が代理ないし取消しするしくみである（民法7～10条、老人福祉法32条、精神保健・精神障害者福祉法51条の11の2等）。これは主に本人保護のために用いるべきことになろう。

b) 「被保佐人」は、同上の能力が認知症などで「著しく不十分である者」について同様の手続で、「保佐人」とともに定められ、保佐人が借財・保証・不動産処分など重要法律行為の同意権と家裁が決めた代理権を持つというしくみである（民法11・12・13条、876条の2、876条の4、上記福祉法条）。これもむしろ本人保護のためであろう。

c) それらに対して「被補助人」は、同上の能力が認知症などで「不十分である者」について、本人同意の下で同様な家裁審判手続により「補助人」とともに定められ、補助人の法律行為同意・代理範囲が本人意思に基づいて家裁で決められるというしくみ（民法15～17条、876条の6～10、上記福祉法条）なので、行政書士の登録申請に対しては資格審査会が実質的判断をすればよく（後述の本法6条の2第2項）、現職行政書士にあっては業務禁停止処分や懲戒請求制（後述の本法14条、14条の3）との関係を越えて一律に制限する必要はなかろうと目された。精神障害者の社会的処遇の見地を加味して、行政書士の欠格事由に入れられないこととしたのである（詳解112頁、参照）。

2) その後、民法上の成年後見制度は、2005年度以降に都道府県行政書士会による「成年後見センター」を生み出し、2000（平成12）年度には日行連設立の「一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター」にまで連なり、“街の法律家”行政書士の“専門的後見人”による法定外業務の社会貢献活動を目立たせるにいたっている。

しかもその際、2000年度施行の民法改正に根ざす、市区町村長の家庭裁判所審判「申立権」が、親族のほか専門職と並ぶ“市民後見人”をも呼び出し、さらに2016（平成28）年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（利用促進法）において、「成年被後見人」等の人権主体性を謳うとともに、その「権利制限」の見直し立法を求めている（法令解説資料総覧426号・2017年7月号、参考）。

そして、2019（令和元）年6月「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（45条）に基づく行政書士法改正として、本条旧第2号の成年被後見人・被保佐人を欠格事由からはずす次第となっている。その主旨は、“専門職後見人”たる行政書士が被後見・保佐人の上記「判断能力」を地域生活サポーターとして改善向上させることに鑑みると、行政書士自身が被後見人・被保佐人たりえないという仕組みは原理的に即応しにくいからにはほかならないと解されるのである（被補助人と同じく、後出6条の2第2項にいう行政書士の「登録」要件審査にゆだねてよいとの考え方）。